

約款 新旧対照表

『基本約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部分を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
<p>第3章 第15条</p>	<p>第15条（禁止事項）</p> <p>1. 利用者は、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。</p> <p>(1) 当社又は第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権その他の権利（日本及び日本以外の国のもの両方をいいます。）を侵害する行為</p> <p>(2) 当社又は第三者を差別、誹謗中傷若しくは侮辱し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為</p> <p>(3) 預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、詐欺、無限連鎖講（ネズミ講）、規制薬物の売買、児童売買春等、適用法令の下で犯罪とされるものに結びつく行為</p> <p>(4) 適用法令の下でわいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に当たるとされる画像、文書等を送信又は掲載する行為</p> <p>(5) 当社サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為</p> <p>(6) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為</p> <p>(7) 電気通信設備等に不正にアクセスする行為</p> <p>(8) 第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール（スパムメール）や第三者が嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）等を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為（チェーンメール）及び当該依頼に応じて電子メールを転送する行為</p> <p>(9) 適用法令に照らし、違法に賭博・ギャンブルを行い、又は勧誘する行為</p> <p>(10) 適用法令における違法行為（けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等を含みますがこれに限りません。）を直接的かつ明示的に請負い、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為</p> <p>(11) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信又は掲載する行為</p> <p>(12) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為</p> <p>(13) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかける行為</p> <p>(14) 公序良俗に反する行為</p> <p>(15) 適用法令に違反する行為</p> <p>(16) 中華人民共和国の法令が適用される利用者については、以下の行為</p> <p>① 中華人民共和国の法令が規制するコンテンツを掲載する行為</p> <p>② 中華人民共和国の法令にて特別な許可証を必要とする事業を営む場合において、当該許可証を有さずにコンテンツを掲載する行為</p> <p>③ 中華人民共和国に対する反体制的な意見のコンテンツを掲載する行為</p> <p>④ 中華人民共和国の文化・習慣に対する過激な意見のコンテンツを掲載する行為</p> <p>⑤ 中華人民共和国の機密・安全を脅かす恐れのあるコンテンツを掲載する行為</p> <p>⑥ 帝国主義的・封建主義的思想や迷信を公表する行為</p> <p>(17) 当社又は第三者の設備等（電気通信設備等を含みますがこれに限りません。）の利用又は運営に支障を与える行為</p> <p>(18) 第三者の通信に支障を与える方法又は態様において当社サービスを利用する行為</p> <p>(19) 当社サービスの提供を妨害する行為</p> <p>(20) 前各号のいずれかに該当する行為が行われているウェブサイトについて、その行為を助長する態様又は目的でリンクを掲載する行為</p> <p>(21) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を実施させること及びこれを助長する行為</p> <p>(22) その他、当社が当社サービスの利用者として不適切であると判断する行為</p> <p>2. (略)</p>	<p>第15条（禁止事項）</p> <p>1. 利用者は、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。</p> <p>(1) 当社又は第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権その他の権利（日本及び日本以外の国のもの両方をいいます。）を侵害する行為</p> <p>(2) 当社又は第三者を差別、誹謗中傷若しくは侮辱し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為</p> <p>(3) 預貯金口座及び携帯電話の違法な売買、詐欺、無限連鎖講（ネズミ講）、規制薬物の売買、児童売買春等、適用法令の下で犯罪とされるものに結びつく行為</p> <p>(4) 適用法令の下でわいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に当たるとされる画像、文書等を送信又は掲載する行為</p> <p>(5) 当社サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為</p> <p>(6) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為</p> <p>(7) 電気通信設備等に不正にアクセスする行為</p> <p>(8) 第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等を目的とした電子メール（スパムメール）や第三者が嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）等を送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的な電子メールの転送を依頼する行為（チェーンメール）及び当該依頼に応じて電子メールを転送する行為</p> <p>(9) 適用法令に照らし、違法に賭博・ギャンブルを行い、又は勧誘する行為</p> <p>(10) 適用法令における違法行為（けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等を含みますがこれに限りません。）を直接的かつ明示的に請負い、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含みます。）する行為</p> <p>(11) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を送信又は掲載する行為</p> <p>(12) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為</p> <p>(13) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかける行為</p> <p>(14) 公序良俗に反する行為</p> <p>(15) 適用法令に違反する行為（<b>日本国以外の国の法令が適用される利用者については、当該法令に違反する行為を含みます。</b>）</p> <p>(16) 当社又は第三者の設備等（電気通信設備等を含みますがこれに限りません。）の利用又は運営に支障を与える行為</p> <p>(17) 第三者の通信に支障を与える方法又は態様において当社サービスを利用する行為</p> <p>(18) 当社サービスの提供を妨害する行為</p> <p>(19) 前各号のいずれかに該当する行為が行われているウェブサイトについて、その行為を助長する態様又は目的でリンクを掲載する行為</p> <p>(20) 第三者をして前各号のいずれかに該当する行為を実施させること及びこれを助長する行為</p> <p>(21) その他、当社が当社サービスの利用者として不適切であると判断する行為</p> <p>2. (略)</p>	<p>・第15条第1項第16号において規定していた国以外の国において法令違反となる行為についても禁止行為となることを明確化するため、同号を削除するとともに同条同項第15号に追記をいたします。</p>
<p>附則 第1条</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>1. この約款は、<b>2018年2月28日</b>から適用された本約款を変更したものであり、第2条に基づき、<b>2020年4月1日</b>より適用されます。</p>	<p>第1条（適用開始）</p> <p>1. この約款は、<b>2020年4月1日</b>から適用された本約款を変更したものであり、第2条に基づき、<b>2023年10月2日</b>より適用されます。</p>	<p>・本改定に伴う適用日の変更を行います。</p>
<p>第2条</p>	<p>第2条（経過措置）</p> <p>1. <b>2020年4月1日</b>付け約款変更について、<b>2020年4月1日</b>から<b>2021年3月31日</b>までを経過措置期間とし、当該期間においては、第6条第2項の規定にかかわらず、個人（事業として又は事業のために契約の当事者となる場合におけるものを除きます。）である利用者が選択期間分利用料前払の利用料金を既に支払っている当社サービスに係る利用契約を解約する場合は、通知の行われた月の末日をもって解約とし、直前に支払済みの選択期間分利用料前払の利用料金から、当該当社サービスに係る月額前払の利用料金に契約開始日又は最終の契約更新日のいずれか遅い日の属する月から解約日の属する月までの期間の月数を乗じた額並びに当社所定の手数料を差し引いた金額の返金を受けることができるものとします。</p>	<p>(削除)</p>	<p>・前回改定において附則第2条で定めていた経過措置が終了したため削除いたします。</p>